

議案第九十四号

三朝町営住宅使用料徴収条例の一部改正について

次のとおり三朝町営住宅使用料徴収条例の一部を改正することについて、  
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、  
本議会の議決を求めらる。

昭和四十四年九月二十四日

三朝町長 坂出雅己

昭和四十四年九月露九日 原案可決

三朝町議会議長 矢田秀雄

写

三朝町条例第

号

三朝町営住宅使用料徴収条例の一部を改正する条例

三朝町営住宅使用料徴収条例（昭和三十四年三朝町条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「地方自治法」の下に「（昭和二十二年法律第六十七号）」を加え、「基き」を「基づき」に改める。

第二条を次のように改める。

第二条 前条の規定による使用料の額は、次のとおりとする。

- 一 昭和二十九年年度建設 第一種住宅 月額 二千円  
第二種住宅 月額 千二百円
- 二 昭和三十四年度建設 第一種住宅 月額 二千二百円  
第二種住宅 月額 千四百円

三 昭和三十九年度建設

第一種住宅

月額

三千二百円

第二種住宅

月額

二千二百円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。